

デイサービス華 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ケアホームなかおが設置する指定地域密着型通所介護事業の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 7 居宅介護サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次の通りとする。

デイサービス 華

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次の通りとする。

茨城県常総市中妻町 1023-2

(事業所の事業内容)

第6条 本事業所の事業内容は次の通りとする。

指定地域密着型通所介護
第一号通所事業等

第7条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
- (2) 生活相談員 2名以上 (常勤兼務)
- (3) 介護職員 3名以上
- (4) 機能訓練指導員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第8条 本事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 (1月1日～1月3日をのぞく)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
(サービス提供時間 午前9時から午後4時15分)

(利用定員)

第9条 1日に通所介護を提供する定員は15名とする。

(通常の実施区域)

第10条 通常の実施区域は次の通りとする。

常総市

(通所介護の内容)

第11条 指定通所介護の内容は次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 相談、助言等に関すること

(利用料金)

第12条 利用料金は次の通りとする。

1 利用料金 (利用者一部負担) 1 単位 10.14 円

地域密着型通所介護	7 時間以上 8 時間未満 (1 割負担)	7 時間以上 8 時間未満 (2 割負担)	7 時間以上 8 時間未満 (3 割負担)
要介護 1	753 単位	1,506 単位	2,259 単位
要介護 2	890 単位	1,780 単位	2,670 単位
要介護 3	1,032 単位	2,064 単位	3,096 単位
要介護 4	1,172 単位	2,344 単位	3,516 単位
要介護 5	1,312 単位	2,624 単位	3,936 単位

【月額】

要支援 1	1,798 単位
要支援 2	3,621 単位

(1) 加算料金

入浴加算 I	40 単位
入浴加算 II	55 単位

介護職員処遇改善加算 (I)	所定の単位数に 5.9% を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定の単位数に 1.0% を乗じた単位数
サービス提供体制強化加算 (I)	要介護 : 22 単位/日 要支援 1 : 88 単位/月 要支援 2 : 176 単位/月
ベースアップ等支援加算	所定の単位数に 1.1% を乗じた単位数

(2) 減算料金

事業所が送迎を行わない場合は、片道 47 単位を減算とします。

(3) 介護保険外利用料金

項目	料金額	備考
昼食費	600 円/1 食	
夕食費	700 円/1 食	
尿とりパッド (薄型)	28 円/1 枚	
尿とりパッド (厚型)	35 円/1 枚	
リハビリパンツ	M サイズ 91 円/1 枚	
	L サイズ 99 円/1 枚	
テープ型紙オムツ	S サイズ 90 円/1 枚	
	M サイズ 102 円/1 枚	

(秘密保持)

第 13 条

- 1 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員と雇用契約を締結するなどの措置を講ずる。

(苦情処理)

第 14 条

提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 16 条

- 1 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分に留意するものとする。
- 2 従業者等は、感染症に関する知識の習得に努める。

(サービス利用についての留意事項)

第 17 条

- 1 機能訓練室使用に際して、利用者の健康状態が不良時は利用を中止するものとする。
- 2 機能訓練室使用に際して、利用者は家族、介護支援専門員、市町村に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 19 条

- 1 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関係協力機関の連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り年 2 回の避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条

- 1 従業員等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修	採用後 1 か月以内
(2) 継続研修	年に 1 回以上社内研修、各種研修会への参加
- 2 従業員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 市町村と連携を図り、当該事業所に対し、市町村（保険者）からの帳簿書類の提出や調査、質問、事業内容についての報告依頼があった場合は、その受け入れを行う。
- 4 利用者の家族および地域との連携を図り、交流等の機会を確保するよう努めていくものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアホームなかおとの事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 従業員の健康維持増進の為に年 1 回の健康診断を行う。

附則 この規程は平成 21 年 2 月 14 日に作成

平成 23 年 4 月 1 日に変更 (機能訓練指導員)、

平成 24 年 4 月 1 日に変更 (加算項目追加)、

平成 24 年 12 月 1 日に変更 (加算項目削除)

平成 29 年 9 月 1 日に変更 (業務内容、処遇改善加算変更)

平成 30 年 4 月 1 日に変更 (処遇改善加算変更)

平成 31 年 2 月 20 日に変更 (健康診断実施の旨を記載)

(料金負担 1 割 2 割 3 割を記載)

令和 2 年 5 月 1 日に変更 (昼食料金)

令和 3 年 4 月 1 日に変更 (入浴介助加算追加、利用料金変更、
虐待防止追加)

令和 4 年 4 月 1 日に変更 (介護職員等特定処遇改善加算追加)

令和 4 年 11 月 1 日に変更 (ベースアップ等支援加算追加)

令和 6 年 4 月 1 日に変更 (料金単位)

にて実施する。